

○届出をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準

(平成二五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)

(改正平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
農林水産業大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

名名名名名名名

てる条境省十管  
二 一を電に省、三理特  
通 等に 備子規令農年改  
信都届備規え計定第林內化  
で道出え則た算す一水閣府の  
き府様ら第も機る号產府の  
る県式れ十のは届。省、促進  
機知にた一で、出以、財進  
能事入フ条な次を下經務に環  
の力アにけのし、濟省関へ  
使でイ規れば各よ規則業文る  
用きル定ば号う則、法律施行  
にくるかすなにと「省、科律施  
係機能入指なげるい國学省、  
る電子手定いる機の」交、規則(平  
計算機と計た電子能使の用第省、  
排出算すに十、勞生(平  
量機べ係一環働成び